

別添資料

西伯町農政審議会設置条例

昭和 42 年 3 月 6 日

条例第 4 号

(設置)

第1条 西伯町の農政の総合的な振興を図るため、西伯町農政審議会（以下「審議会」という。）

(所掌事務)

第2条 審議会は、農山村民の経済的发展を目途とし、基本施策について町長の諮問に応じ調査審議する。

2 審議会は、前項に関する事項について建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員 13 人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が選任する。

- (1) 西伯町議会議員 6 人
- (2) 西伯町農業委員会委員 1 人
- (3) 鳥取県西部農業協同組合理事 3 人
- (4) 西伯町森林組合理事 1 人
- (5) 学識経験者 2 人

(任期)

第4条 委員の任期は、2 ヶ年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長、副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるほか、審議会に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

この条例は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附則（昭和 45 年条例第 54 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成 9 年条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成 13 年条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

会見町農政審議会設置規程

(設置)

第1条 会見町の農林業の振興を図るため、会見町農政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 審議会は町長の諮問に応じ、会見町の農林業の基本施策について調査研究し答申する。

2 審議会は、前項に関する事項について、必要であると認めるときは建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は20人以内で構成する。

2 委員は、次の号に掲げる機関・組織・団体等のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会
- (2) 区長会
- (3) 農業委員会
- (4) 農地流動化推進員協議会
- (5) 鳥取西部農業協同組合会見町基幹支所
- (6) 農業士
- (7) 認定農業者
- (8) 作物別農業団体
- (9) 農事実行組合長会
- (10) 農事生産組合
- (11) 鳥取県西部森林組合
- (12) 国・県関係機関

(任期)

第4条 委員任期は2年とし、補欠委員の任期は前委員の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(役員)

第5条 審議会に会長、副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、この審議会を代表し会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席して会議を開くものとする。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 審議会の事務局は、会見町役場産業課内に置き、次の号に掲げる機関で構成し、審議案件ごとに関係職員で組織する。

- (1) 会見町役場産業課
- (2) 鳥取西部農業協同組合会見町基幹支所
- (3) 米子農業改良普及所
- (4) 鳥取西部森林組合

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

会見町単独団地化促進助成金交付要綱

(公布目的)

第1条 本助成金は集落営農を目指し転作田を集団化させた集落に対する助成である。特に、国助成金の対象とならない町内の小規模営農に対して、地域性を考慮しながら団地化を促進するための助成とする。

(事業実施期間)

第2条 この事業の実施期間は、平成 15 年 6 月 16 日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

(事業実施主体)

第3条 本助成金を申請することが出来るものは、転作割当を 100%実施し、町内の転作田を 1ha 以上連反させた集落で、かつ、事業実施年度に国助成金交付の対象にならなかった集落とする。(国助成金とは、平成 15 年度において経営確立助成団地化補助金のこと。兵士絵 16 年度においては、産地づくり推進交付金のこと。) 一部でも国助成金を受けることができた集落は、集落内他部分で 1ha の連反があっても本助成金の対象にはならない。連反の要件は、国助成金(経営確立助成団地化) 要綱と同様とする。(水路、農道をはさんでもよい)
100%達成要件は、複数集落間で調整した結果が 100%である場合も可能とする。また、隣接する複数集落で取り組んでもよい。

(事業実施の手続)

第4条 1 本助成金を希望する集落は、転作実施計画書と共に該当団地を示す図面を町に提出する。
2 計画書及び図面にもとづき、転作田の団地化が確認されれば、町から集落に対し、該当面積と金額が通知される。
3 集落は、通知された額を町に対して請求し、助成金は各区口座に支払われる。口座入金後の用途は、各集落の判断にゆだねる。

(単価および作物要件)

第5条 1 助成単価は、団地面積 10a あたり 5,000 円とする。
2 団地を形成する転作田は、野菜、花木、飼料作物、地力増進作物、そば、大豆などの作物で、一作物とする。

(附則)

この要綱は、平成 15 年 6 月 16 日から施行し、平成 15 年度事業から適用する。

財団法人 西伯町農村振興公社寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、西伯町農村振興公社という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を西伯町大字法勝寺 331 番地 1 に置く。

(目的)

第3条 この法人は、営農の困難な農地を借り受け、認定農家等に貸し付け、又は中間保有により農地の有効活用を図るとともに、農林地の管理を受託することにより、認定農家等の育成と農林地の荒廃を防止し、もって農山村の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 農地の借受け及び貸付けに関する事業
- (2) 農作業の受託及びあっせんに関する事業
- (3) 農地の流動化を推進するための調査及び啓発に関する事業
- (4) 林地管理作業の受託に関する事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 財産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

2 基本財産のうち、現金は農業協同組合若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託又は国債若しくは公社債の購入等安全、かつ、確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人がの事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、鳥取県知事の承認を得て、その一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を経て鳥取県知事に届けなければならない。これを変更するときも同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ

て収入を支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算は毎会計年度終了後、理事会が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸付対照表、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に鳥取県知事に届け出なければならない。この場合において資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金を借り入れしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、鳥取県知事の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第14条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権威を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、鳥取県知事の承認を得なければならない。

(会計の区分)

第15条 特定の収入をもって特定の支出に充て、一般の収入支出と区分して経理する必要がある場合には、理事会の議決を経て、特別会計を設置することができる。

(会計年度)

第16条 この法人の会計年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わる。

第3章 役員

(種別及び選任)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事(理事長及び副理事長を含む。) 10人以内
- (4) 監事 2人

2 理事長は、 にある者をもって充てる。

3 副理事長は、 にある者のなかから理事長が任命する。

4 理事長及び副理事長以外の理事及び監事は、理事会において選任する。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第18条 理事長は、この法人を代表し会務を統轄する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、会務の執行を決定する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び鳥取県知事に報告すること。

(4) 全号の報告をする必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は招集すること。

(任期)

第19条 役員(理事長を除く)の任期は3年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務お行わなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により解任することができる。この場合、理事会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬)

第21条 役員は無給とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した署名をもって招集の請求があったとき。

(3) 第18条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(4) 第18条第4項第4号の規定により、監事が招集したとき

(招集)

第25条 理事会は、理事長(前項第3項第4号の臨時理事会もあっては監事。以下この章において同じ。)が招集する。

2 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

3 理事長は、前条第3項第2号または第3号に該当する場合には、請求のあった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は理事長がこれに当る。

(定足数)

第27条 理事会は理事現在数の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議決は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 会議に出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者にあつては、その旨を明記すること)
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には出席理事の中から、その会議において選任された議事録署名人2人以上が議長とともに署名及び押印をしなければならない。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ鳥取県知事の許可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第32条 この法人は、民法(明治29年法律第89号)第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を経、鳥取県知事の認可を経て解散することができる。
- 2 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事現在数の3分の2以上の議決を経、鳥取県知事の許可を経、基本財産出資比率により設立者、西伯町並びに農業協同組合に寄附するものとする。

第6章 事務局

(設置等)

第33条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第34条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会の議事に関する書類
- (5) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第7章 職員

(職員)

第35条 この法人の事業を遂行するため職員を置く。

- 2 職員に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 雑則

(委任)

第36条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て理事長が別に定める。



平成6年6月24日

西伯町農業協同組合

代表理事組合長 景山 峻吾 殿

西伯町長 亀尾 太洋

公益法人設立に伴う基本財産の拠出について

常々ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本町における農業諸事情は今後一段と厳しさを増すことが予想され、これの克服が重要な課題であります。

特に高齢化、担い手不足の進行により農地の生産維持を図るべきその対応が急がれます。そのため町では昨年以来、水田農業に関する体制整備に向け検討を重ねて参りました。国においては、昨年農業経営基盤強化促進法を施行したのでありますが、その中に市町村公社は農地保有合理化事業を行う旨が明記されました。

本町は、検討の結果この保有合理化事業に基づく農地の流動化並びに耕作受委託業務を促進するとともに、担い手農家を育成するなど今後の農業情勢に即応できる体制として公益法人（町 公社）を設立することにしました。

この設立及び運営は当然、町・農協が連携し推進しなければなりません。

そのため設立の基本財産・人的・施設など農協の支援が不可欠であります。

農協は今年8月1日付で広域合併されますが、西伯町農協とされまして当面公社設立の基本財産の拠出につき、新組合に申し引渡し頂きますようお願い申し上げます。どうかこの趣旨を踏まえ、公社設立実現に格別のご尽力を賜りたくお願いする次第であります。

公社設立案の概要

1. 設立趣意書案 別紙のとおり
2. 奇附行為案 ”
3. 公社の名称
財団法人西伯町農村振興公社（仮）
4. 設立の日 知事許可の日
平成6年8月末～9月上旬ごろ
5. 基本財産拠出案

西伯町	600万円
農業協同組合	400万円

財団法人 西伯町農村振興公社設立趣意書

西伯町の農業は水田を主体とした経営形態で、しかも平均経営規模は約 70a と零細である。

近年、農家戸数が逐次減少傾向にある一方、第 2 種兼業化が進行し総農家戸数 1,060 戸の 85%に当る 902 戸となっている。また最近では農業の担い手が高齢化する反面、後継者が無いなど農業労働力は減少しつつある。

この結果、経営規模の縮小や離農が目立ち、また農作業の委託希望農家も年々増加するなど今後この傾向はさらに顕著になるものと予想される。

このような最近の動向に対処するため西伯町は西伯町農業協同組合と連携し、平成元年農作業の機械銀行を発足し受委託のあっせん業務を実施してきたところである。

国においては、農業・農村の厳しい現状を踏まえ、将来に向けた農政ビジョン「新しい食糧、農業・農村政策の方向（新政策）」を明らかにしたところである。西伯町としてもこの方針に沿って経営規模拡大農家を育成する等農業の担い手を確保するとともに労働力不足により農地の耕作放棄が今後増大することがよそくされるため、農地の円滑な流動化を促進することが必要である。また第 2 種兼業農家等の農作業委託傾向が増大する一方、高齢化の進行に伴い、主として山間地域における農林地の保全も課題である。このような状況に対応し将来の本町農業農村の活性化に向けた新たな体制整備が急務である。

そのため、西伯町と西伯町農業協同組合が共同し、財団法人西伯町農村振興公社を設立し、農地保有合理化法人資格を得て農地の利用権をあっせんするほか、中間保有によって農地の有効利用を図るとともに一定期間後に担い手へあっせんするなど農地の流動化を促進する。また農作業の受委託業務を実施するとともに必要に応じ林地管理を受託し、水田農業経営体の育成と本町農業農村の振興を図ることを本公社設立の趣意とする。

附則

1. この寄附行為は、鳥取県知事の設立許可があった日から施行する。
2. 第 4 条第 1 号の事業は、この法人が農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 7 条第 1 項の規程により、鳥取県知事の承認を受けた日威光に実施する。
3. 第 17 条第 3 項の副理事長は、鳥取県西部農業協同組合（平成 6 年 3 月 12 日鳥取県西部農業協同組合合併予備契約）発足時に西伯町農協協同組合から鳥取県西部農協協同組合に変更する。
4. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 10 条の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。
5. この法人の設立当初の会計年度は、第 16 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 7 年 1 月 31 日までとする。
6. この法人の設立役員は第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず別紙のとおりとし、その任期は第 19 条第 1 項の規定にかかわらず平成 7 年 1 月 31 日までとする。

会見町営農機械導入規定

1. 営農集団を組織していること。
(機械使用規定等の規約を設置している。)
(60歳未満の担い手的オペレーターが確保されている。)
(作業受委託の契約が確実である。)
2. 営農集団は1集落に2集団以上は認めないものとする。
(複数集団で1集団は認める。)
3. 生産調整(転作)関係推進上の団地化を実施すること。
(4ha以上の団地を形成する。)
4. 町及びJAの機械導入基本計画に基づいて機械導入を図る。
(申し込みの順番どおりとは限らない。)
(導入機械の機能・規模等を含む機種選定については、町及びJAの指示に従う。これに伴う事業費増額分についても、当該事業の負担区分によるものとする。)
5. 当該事業より導入した機械の更新又は廃棄については、町及びJAに協議すること。

西伯町農地流動化奨励金公布事業奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農用地の流動化を促進し、中核的担い手農家の育成と遊休農地を防止するため、借り手農家等に対して奨励金を交付することについて、西伯町補助金等交付規則（昭和45年西伯町規則第25号）（以下「補助金等交付規則」という。）に規程するもののほかこの要綱に定めるところによる。

(事業の実施区域)

第2条 この事業は、西伯町の農業振興地域内にある田を対象に実施する。

(交付条件)

第3条 この要綱において規定する奨励金の交付条件としては、次の要件を満たすものとする。

(1) 以下の から までの農地流動化方策いずれかによる賃借権で、かつ平成4年4月1日以降に設定された存続期間が3年以上の新規の貸借であること。

利用権設定等促進事業（農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号に規程する利用権設定等促進事業をいう。）による賃借権の設定。

農地移動適正化あっせん事業による賃借権の設定。

農地保有合理化促進事業（農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する事業をいう。）による賃借権の設定。

(2) 次に掲げる者のいずれかに該当する中核農家であること。

借り手農家は農業従事日数が概ね150日以上である青壮年（概ね16才以上65才以下）の家族農業従事者があり、将来生産性の高い水田経営が可能な相当程度の規模に到達できる見込みがある者。

町長が特に認めた者。

(3) 自作農及び借地（期間借地を除く）の合計水田面積が1ha以上となること。

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、次のとおりとする。

(1) 奨励金の10a当りの交付単価は10,000円とする。

(2) 奨励金の算定は、奨励金の交付対象となる賃借権の設定に係る農地の1筆毎の面積（0.1a未満を切り捨てる。）に10a当りの単価を乗じて得た金額の合計額とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西伯町農地流動化奨励金交付事業奨励金交付申請書を権利設定した翌年の1月末までに町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、規定する申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認められるときは奨励金の交付を決定し、その旨を申請書に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 奨励金の交付請求は、補助金交付規則の規定によるものとする。

(奨励金の取り消し又は返還)

第8条 町長は偽りその他不正な手段により交付決定を受けた者に対し、その決定を取り消すことができる。また既に奨励金の交付を受けた者が次の各号いずれかに該当したときは、その奨励金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 奨励金の交付要件に違反したとき。
- (2) 不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (3) 契約期間の途中に奨励金対象農地の利用権を解約したとき。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要なじこうは別に定める。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

西伯農業経営基盤強化資金利子助成要綱

平成 13 年 5 月 31 日

鳥取県西伯郡西伯町

(趣旨)

第1条 西伯町長は、農業基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）の果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の設定を受けている者及び認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（以下「認定農業者」という。）が効率的・安定的な経営体を目指し、経営改善のための計画にそくして、農業経営基盤強化資金実施要綱平成 6 年 6 月 29 日付 6 農経 A 第 665 号農林水産事務次官依命通知）に基づく農業経営基盤強化資金（以下「農業経営基盤強化資金という。」を借り受けた場合において、当該認定農業者の利子負担の軽減を図るため利子助成金を交付するものとし、その交付に関しては、西伯町補助金等交付規則（昭和 45 年 3 月 31 日規則第 25 号。以下「規則」という）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象)

第2条 認定農業者が貸付けを受けた農業経営基盤京亜資金について、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間において発生した償還金利息の計算の基礎となった額（延滞金を除く。）に次の助成率を乗じて得た額を当該認定農業者に助成するものとする。

利子助成率 = A - B - C

A：貸付利率（農林漁業金融公庫法附則第 24 項の規定に基づく、同項の「年 3 部 5 厘以内で主務大臣の定める利率」）

B：鳥取県農業経営基盤強化資金利子補助事業事務取扱要領（平成 11 年 5 月 18 日経指第 928 号鳥取県農林水産部長通知）第 2 の（3）利率〔平成 12 年度から平成 14 年度までに貸付実行したものについては、0.5 パーセントとする。この利率の適用は、貸付実行後 5 年間（償却期間が 10 年を超えるものについては、貸付実行後 7 年間）を限度とする。〕

C：農山漁村振興基金からの利子助成率。

(認定農業者の委任状の提出)

第3条 利子助成を受けようとする認定農業者は、貸付年度に限り、農林漁業金融公庫松江支店（以下「公庫」という。）に対し、農業経営基盤強化資金に関わる利子助成金交付金申請及び請求に関する委任状（様式第 1 号）及び農業経営基盤強化資金に係る利子助成金を受け入れようとする口座を有する金融機関に対し、農業経営基盤強化資金に係る利子助成金の受領に関する委任状（様式第 2 号）を提出するものとする。

(交付申請)

第4条 前条の規定により委任状の提出を受けた公庫は、農業経営基盤強化資金利子助成申込書（様式第 3 号）に利子助成金請求明細書（様式第 4 号）、融資証明書及び委任状の写しを添付して毎年

度 2 月末日までに西伯町長に提出するものとする。ただし、融資証明書及び委任状の写しについては、貸付年度限りとする。

(交付決定)

第5条 西伯町長は、農業経営基盤強化資金に係る利子助成金の交付決定通知書(様式第5号)を毎月3月末日までに公庫を通じて、認定農業者に交付するものとする。

2 この助成金に係る実績報告は、規則第18条の規定に関わらず

西伯町特別融資制度推進会議設置要領

平成 13 年 5 月 31 日

鳥取県西伯郡西伯町

第1 目 的

この要領は西伯町における次に掲げる農業関係資金の適正かつ円滑な融資運営を図るために、特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その運営等に必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする資金）

農業経営基盤強化資金

農業経営改善促進基金

・
・
・

第2 協議等事項

推進会議は次の事項について協議等を行う。

- (1) 対象とする資金の貸付の認定等に関すること
- (2) (1)の審査を的確に行うために必要な経営改善の方法、技術水準、資本装備の水準、収益性の水準等の諸指標の作成に関すること。
- (3) 貸付対象者に対する指導・助言等に関すること
- (4) その他資金の貸付の認定等にあって必要な事項に関すること

第3 構 成

推進会議は、次に掲げる機関・団体をもって構成する。

西伯町役場

西伯町農業委員会

鳥取西部農業協同組合

鳥取県米子地方農林振興局

米子農業改善普及所

農林漁業金融公庫松江支店

鳥取県信用農業協同組合連合会

鳥取県農業信用基金協会

その他推進会議が必要と認める機関・団体

第4 運営等

- (1) 推進会議に会長を置く
- (2) 会長は西伯町長を持ってこれに充てる。
- (3) 会長は推進会議を招集し、会議を主宰する。
- (4) 推進会議の事務局は西伯町産業課が担当する。
- (5) 推進会議は、第2の協議等に当っては次に即して行うこととする。
 - ア 推進会議は、原則として協議等の対象となる借入申込案件に直接関係を有する構成員全員の意見の一致により決定する。
 - イ 借入申込案件の融資の可否を迅速に決定するため、必要な場合には、文書持回り方式による推進会議において処理を行うことが出来る。
- (6) 推進会議は、必要に応じ、推進会議の下に審査会を設置し、借入申込案件の協議決定に関する事項を委任することができるものとし、借入申込案件の議決決定に当っては次に即して行うこととする。
 - ア 審査会は、推進会議の構成機関において実質的な審査を担当するものを構成員とする。
 - イ 審査会は会長が召集し、西伯町産業課長が議長を務める。
 - ウ 審査会の決定は、原則として借入申込案件に直接関係を有する構成員の全員の意見の一致によることとし、審査会の決定をもって推進会議の決定があったものとする。
 - エ 審査会が決定した事項は、推進会議に報告する。

第5 その他

この要領に定めるものの他、推進会議の運営等について必要な事項は別途定めるものとする。

肉用牛導入促進助成事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 肉用牛の導入を促進することにより、畜産農家の意欲・所得の向上を図り本町の畜産の振興に資することを目的とする。

（補助）

第2条 町長は肉用牛繁殖和（子雌牛）を鳥取西部農業協同組合に委託し家畜市場から購入する者に対して当該購入費について補助金を交付するものとし、その交付に関しては西伯町補助金等交付規則（昭和45年西伯町規則第25号以下「規則」という。）に定めるところによる。

（補助対象者）

第3条 この要綱に定める補助金の交付を受けることができる者は、町内に住所を有する者で、肉用牛特別導入事業基金条例施行規則第6条第1項1号に規定する肉用育成雌牛を購入する者とする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の交付は子牛1頭につき購入費42万円以上に対し1万円以上5万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は規則第5条の規定に基づき、次に掲げる書類を送付して補助金等交付申請書を町長に提出しなければならない。

- （1） 鳥取西部農業協同組合に委託購入した契約書の写し
- （2） 家畜売上伝票の写し
- （3） 子牛登録の写し

（補助金の交付決定）

第6条 補助金の交付決定は、規則第8条の規定に基づき、補助金等の交付決定通知書によるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱へ平成15年4月1日から施行する。

西伯町行造林実施要綱

昭和 33 年 12 月 20 日

告示第 40 号

- 第1条 町は、造林思想の啓発普及を図ると共に一般造林技術を公開し併せて森林資源の造成を期するため、この要綱によって町行造林を実施する。
- 第2条 町行造林は、原則として西伯町内の次に掲げる山林又は原野にして1団地1ヘクタール以上とする。
- (1) 西伯町に住所を有するものの共有する土地にして旧来の慣行により共同利用しているもの
 - (2) 西伯町に住所を有する者の共有しているもの
 - (3) 前2号のほか併せて造林の必要のある個人の有するもの
- 第3条 山林又は原野の所有者が町行造林を希望するときは、別記様式による町行造林実施願を4月末日までに町長に提出するものとする。
- 第4条 町長は、前条の申請によって造林の適地を選定し、申請者と造林方法等につき契約を締結する。
- 第5条 造林は、町が土地所有者との間に地上権を設定の上実施する。
- 第6条 地上権の存続期間は、針葉樹にあって50年、闊葉樹にあっては40年を標準として契約によってこれを定める。
- 第7条 造林地の施業計画は町がたて、これに要する経費は町が負担する。
- 第8条 増林地の諸税公課は、土地所有者の負担とする。
- 第9条 この要綱に基づいて造林した箇所は、地上権設定の間町長の承認を得なければ売却譲渡交換その他の離権処分並びに質権抵当権の目的とすることができない。
- 第10条 造林地の樹木処分価格は、町がこれを定め樹木処分の都度地代としてその純収益の規定にかかわらず、33年度に限り12月末日までとする。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

申請者 住所 西伯町大字

番地

氏名

印

西伯町長

殿

町行造林実施願

所有の下記山林原野に対し、本年度町行造林を実施せられたいので西伯町行造林実施要綱第3条の規定により申請します。

山林所在地			台帳面積	希望造林 地面積	植栽希望 樹種	所有者	
大字	字	地番				住所	氏名

鳥取県西伯耆地区活性化対策推進協議会規約

(目的)

第1条 この会は、鳥取県西伯耆地区活性化対策推進協議会（以下、「協議会」という。）と称し、西伯町、会見町並びに岸本町（以下「鳥取県西伯耆地区」という。）の活性化を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、地元の意向をふまえて次に掲げる事務を処理する。

- (1) 鳥取県西伯耆地区の活性化計画（案）及び総合整備計画（案）の検討と作成
- (2) 県営西伯耆地区及び西伯耆2期地区中山間地域総合整備事業の円滑な推進
- (3) その他目的達成のために必要な事項の検討と推進

(組織)

第3条 協議会は、三町（西伯町・会見町・岸本町）の長、及び三町長の推薦した有識者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員がその役職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置き、委員の互選によりこれを決定する。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 幹事 3人

- 2 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により就任した役員は前任者の在任期間とする。

(役員職務)

第5条 会長は協議会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要な都度、会長がこれを招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(幹事会)

第7条 協議会の事務を円滑に行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、三町の助役及び主管課長をもって組織する。

3 幹事会は本会に任務に関する事故及び会議にはかる事項の予備協議を行う。

4 幹事会の中に計画策定会議を設けることができる。

(参与)

第8条 この居議会に参与を置くことができる。

2 参与は委員の同意を得て、会長が委嘱する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、会長が所属する町の役場内に置く。

(経費)

第10条 協議会の運営に必要な経費は、三町の負担金、その他収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会において定めることとする。

附則

この規約は、平成8年7月22日から施行する。

この規約の第4条を改正し、平成9年6月5日より施行する。

この規約は第2条を改正し、平成13年8月9日より施行する。

平成 15 年度出資要請額

(1) 一般資金主務大臣指定資金

- (イ) 出資配分基準 均等割 8% 各市町村 1 万円宛
 農家戸数割 22% 2000 年農業センサス
 保証残高 70% 平成 14 年 9 月末一般資金保証残高

(ロ) 市町村出資要請額

(単位：千円)

市町村名	金額	市町村名	金額	市町村名	金額
鳥取市	590	八東町	70	西伯町	100
倉吉市	490	若桜町	40	会見町	70
米子市	610	用瀬町	50	岸本町	80
境港市	90	佐治村	40	日吉津村	40
計	1,780	智頭町	80	淀江町	80
国府町	150	羽合町	70	大山町	120
岩美町	80	泊村	40	名和町	90
福部村	50	東郷町	120	中山町	100
気高町	60	三朝町	140	日南町	160
鹿野町	50	関金町	80	江府町	70
青谷町	80	北条町	110	日野町	80
郡家町	130	大栄町	150	溝口町	110
船岡町	50	東伯町	210	計	3,220
河原町	130	赤崎町	140	合計	5,000

(2) 金融公庫資金等

- (イ) 出資対象資金 金融公庫資金 (スーパーL 資金)
 農業経営改善促進資金 (スーパーS 資金)
 農家負担軽減支援特別資金

(ロ) 出資配分基準

- スーパーL 資金 平成 14 年 9 月末保証残高 × 1000 分の 6
 スーパーS 資金 平成 14 年 9 月末保証残高 × 50% (平残率) × 1000 分の 6
 農家負担軽減資金 平成 14 年 9 月末保証残高 × 1000 分の 6

(八) 市町村別出資要請額

(単位：千円)

市町村名	金額
若桜町	40
大栄町	10
大山町	20
溝口町	20
江府町	10
合計	100

会見・溝口・岸本地域振興株式会社 経営状況報告書

1 法人の概要

- 1) 名 称 会見・溝口・岸本地域振興株式会社
- 2) 主な事業内容 会見町・溝口町・岸本町の地域特産品に係る販売所（特産センター野の花）の管理運営及び付帯関連事業
- 3) 所在地 鳥取県西伯郡会見町鶴田 185 番地
- 4) 設立年月日 平成 11 年 2 月 10 日
- 5) 資本金 12,500 千円
- 6) 株 主 7 名
 （会見町 6,250 千円、溝口町・岸本町各 2,000 千円、鳥取西部農業協同組合 1,350 千円、会見町商工会・溝口町商工会・岸本町商工会各 300 千円）
- 7) 役 員 取締役 9 名、監査役 2 名
 （代表取締役社長 三鴨 英輔）

平成 14 年度

（単位：円）

収入の部	
年間総売上額	54,611,027
利益率	36.6%
粗利益	20,031,217
営業外損益	1,171,021
合計収入	21,202,238
費用の部	
人件費・法定福利費	16,017,056
施設管理費	2,762,207
業務費	6,162,555
合計費用	24,941,818
経常利益	3,739,580
法人税	180,000
当期利益	3,919,580

財団法人 西伯町地域振興会 寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人西伯町地域振興会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を西伯町大字法勝寺 377 番地 1

(目的)

第3条 この法人は、西伯町の地域振興に資する施設の設置運営及び受託運営を通じて、町の発展と住民の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 西伯町自然休養村管理センター緑水園の受託管理運営
- 2 西伯町森林総合利用促進施設の受託管理運営
- 3 緑水湖湖面利用施設の受託管理運営
- 4 西伯町緑水湖教育文化施設（研修館）の受託管理運営
- 5 西伯町バンガローの受託管理運営
- 6 西伯町歴史民俗資料館の受託管理運営
- 7 西伯町板祐生記念館の受託管理運営
- 8 西伯町農林体験実習館の受託管理運営
- 9 西伯町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場の受託管理運営
- 10 その他、この法人の目的を達成するために必要と認める事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1 設立当初の財産目録に記載された財産
- 2 寄附金品
- 3 資産から生じる収入
- 4 事業に伴う収入
- 5 その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用資産の二種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - 1 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - 2 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - 3 理事会で基本財産に繰り入れるとを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産はこれを処分し、または、担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会で理事の総数の4分の3以上の同意を得かつ、鳥取県知事の承認を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

- 2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第10条 この法人の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支予算は年度終了後1ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに、幹事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- 1 理事長 1人
- 2 副理事長 1人
- 3 常務理事 1人
- 4 理事(理事長、副理事長及び常勤理事を含む。) 10人以内
- 5 幹事 2人

(選任)

第13条 理事長は、西伯町長の職にある者をもって充てる。

2 副理事長は、西伯町議会議長の職にある者をもって充てる。

3 常務理事は、西伯町助役の職にある者をもって充てる。

4 理事(理事長、副理事長、及び常務委員を除く)は、理事長が選任する。

5 監事は、理事会で選任する。

6 理事及び監事

(職務権限)

第14条 理事は、理事会を構成し会務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し会務を統轄する。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 常務理事は、常務を処理する。

5 監事は、民法(明治29年法律第89号)第59条の職務を行う。

(任期)

第15条 理事長が選任した役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は辞任した場合又は任期満了後の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員に役員としてみなふさわしくない行為があったときは、理事会において理事4分の3以上の同意により解任することができる。

第4章 理事会

(構成)

第17条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第18条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか次の事項を審議決定する。

1 事業計画の決定に関すること。

2 事業報告の承認に関すること。

3 資金の借入方法、借入金の限度額及び償還方法にかんすること。

4 その他この法人の管理運営に関する重要な事項。

(招集)

第19条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容ならびに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第20条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第21条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第22条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面決議等)

第23条 やむを得ない理由のため会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1 会議の日時及び場所
 - 2 理事の現在数
 - 3 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)
 - 4 議決事項
 - 5 議事の経過
- 2 議事録には、出席理事の中からその会議において選出された議事録署名者2名以上が議長とともに署名しなければならない。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第25条 この寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、鳥取県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第26条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事4分の3以上の同意を得、鳥取県知事の許可があったとき解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、西伯町に帰属する。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、鳥取県知事の設立の許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第10条及び第18条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第11条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和57年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第15条第1項の規程にかかわらず、昭和57年3月31日までとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和57年10月24日より施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和58年9月1日より施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和60年3月25日より施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成元年3月30日より施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成3年5月31日より施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成7年9月28日より施行する。

附 則

1 この寄附行為は、平成 9 年 1 月 23 日より施行する。

附 則

1 この寄附行為は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

1 この寄附行為は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

財団法人 西伯町地域振興会委託施設及び決算状況(平成14年度決算)

	西伯町自然休養村管理センター 緑水園	西伯町林業者等休養福祉施設	緑水湖湖面利用施設	西伯町健康増進施設
所在地	西伯町大字下中谷606	西伯町大字下中谷606	西伯町大字下中谷	西伯町大字下中谷965-5
建設年	昭和55年	昭和58年	平成2年	昭和62年
概要	鉄筋コンクリート2階 1棟 839.32㎡ 9室	鉄骨2階 1棟 272.83㎡	手こぎボート 6艇 足こぎボート 15艇 棧橋 管理事務所 1棟	鉄筋平屋 1棟 659.52㎡
目的	地域住民の福祉の向上並びに都市生活者に憩いの場を提供とともに、観光案内、展示即売、食事、宿泊、研修、休憩、休養等多面的活用を図	林業者等の休養福祉の場を提供する。	湖の持つレクリエーション機能を活用し観光振興を図るとともに広く地域住民に憩いの場を提供する。	農林業者等の福祉の増進及びスポーツ振興し、心身の健全な発達に寄与する。
利用人員	77,717人	77,717人の内8,260人	3,475人	7,862人
使用料	176,036,591円	540,000円	851,000円	50,000円
委託金	194,898,665円	540,000円	991,160円	300,000円
決算 歳入 歳出	(緑水園)	(緑水園別館)	(緑水湖ボート)	(レークサイドアリーナ)

	西伯町緑水湖教育文化施設	西伯町バンガロー施設	財団法人 西伯町地域振興会一般 会計決算	
所在地	西伯町下中谷965-1	西伯町下中谷965-1	西伯自然休養村管理センター緑水園 西伯町林業者等休養福祉施設 緑水湖湖面利用施設 西伯町健康増進施設 西伯町緑水湖教育文化施設 西伯町バンガロー施設 6施設をもって一般会計決算としてい	
建設年	平成6年	平成6～7年		
概要	木造2階 1棟 299.65m ² 研修室 3室 調理実習室1室	木造2階 4棟 木造平屋 3棟 3,200m ²		
目的	各種団体の研修及び企業従業員の 福利厚生並びに地域住民とのコミュ ニケーションの形成と文化の向上を	農業農村の活性化を図るための交 流促進施設。		
利用人員	2,363人	8,069人		
使用料	540,000円	18,694,570円	196,712,161円	
委託金	540,000円	9,952,361円	207,222,186円	
決算 歳入			207,222,186円	
歳出			207,222,186円	
	(研修館)	(虹の村バンガロー)		

	西伯町中谷簡易郵便局	西伯町ふれあい広場緑水湖オート キャンプ場施設	西伯町農林体験実習館施設	西伯町板祐生記念館施設
所在地	西伯町下中谷606	西伯町下中谷1128-1	西伯町下中谷1128-1	西伯町下中谷1008
建設年	開設年 昭和55年	平成9～10年	平成10年	平成6～7年
概要	緑水園内	25,000m ² 25サイト サニタリー棟 1棟	鉄骨平屋 1棟 217.03m ²	木造2階 406.7m ² 展示室 4室 倉庫 1室
目的		町民及び地域住民の健全な観光レクリエーション活動の場を確保し、もって地域の振興に資する	農山村の資源を活用した食品や工芸品の製作体験を通じて都市住民との交流や地域農産物を書こうした食品の製造販売を行うことで農家所得	板祐生の貴重な孔版画の作品と収集品を保存・展示して、教育・学術文化の振興に資するとともに広く一般に公開することを目的とする。
利用人員	業務件数 12,894件	2,186人	1,583人	4,890人
使用料	4,460,123円	13,616,786円	西伯町ふれあい広場緑水湖 オートキャンプ場に含まれる	431,900円
委託金	3,500,000円	17,684,356円		9,152,000円
決算 歳入	3,500,000円	17,684,356円		
歳出	3,500,000円	17,684,356円		
	(緑水園内)	(オートキャンプ場)	(こもれび工房)	(祐生出合いの館)

	西伯町歴史民俗資料館施設	西伯町森林総合利用促進施設	西伯町森林総合利用促進施設	
所在地	西伯町下中谷1008	西伯町下中谷地内	西伯町下中谷地内	西伯中谷簡易郵便局 西伯町ふれあい広場緑水湖 オートキャンプ場施設
建築年	昭和58年	昭和61～平成5年(森林公園) 平成10～11年(交流促進センター)	昭和63～平成元年(レストハウス) 平成2年(バーベキューハウス)	西伯町板祐生記念館施設 西伯町森林総合利用促進施設 (レストハウス・バーベキューハウス) 上記施設の使用料、委託金計
概要	鉄筋コンクリート平屋 386.43㎡ 展示室 1室 倉庫 1室	林間広場2,500㎡、遊歩道2,799m キャンプ場490㎡、ゲレンデ2,463㎡ 東屋2棟、炊事施設2棟、管理棟1棟、 便所1棟、駐車場3,379㎡、 交流センター木造平屋486.55㎡ ミステリータワー鉄骨11.06m	レストハウス 1棟 120㎡ バーベキューハウス 1棟 60㎡	使用料 23,519,722円 委託金 39,536,361円
目的	郷土を中心とする文化財等を収集し、保管及び展示・公開して町民の教育・学術文化の振興を寄与する。	森林の持つレクリエーション機能を活用して林業者等の就労の場の確保と所得の向上を図る。	森林の持つレクリエーション機能を活用し林業者等の就労の場の確保と所得の向上を図る。	総計 使用料 220,231,883円 委託金 246,758,547円 差 -26,526,664円
利用人員	1,357人	2,347人	3,797人	緑水園管理運営基金より 11,625,769円取り崩し 14,900,859円町より補填
使用料	西伯町板祐生記念館に含まれる	1,472,697円	3,538,216円	平成15年8月末緑水園管理運営 基金残高 47,956,268円
委託金		4,196,332円	5,003,673円	
決算 歳入		9,200,005円	西伯町森林総合利用促進施設 (森林公園)決算に含まれる	
歳出		9,200,005円		
	(資料館 祐生出会いの館に併設)	(森林公園)	(レストハウス・バーベキューハウス)	

財団法人 西伯町地域振興会委託施設及び決算状況(平成13年度決算)

	西伯町自然休養村管理センター 緑水園	西伯町林業者等休養福祉施設	緑水湖湖面利用施設	西伯町健康増進施設
所在地	西伯町下中谷606	西伯町下中谷606	西伯町下中谷	西伯町下中谷965-5
建設年	昭和55年	昭和58年	平成2年	昭和62年
概要	鉄筋コンクリート2階 1棟 839.32㎡ 9室	鉄骨2階 1棟 272.83㎡	手こぎボート 6艇 足こぎボート 15艇 棧橋、管理事務所 1棟	鉄骨平屋 1棟 659.52㎡
目的	地域住民の福祉の向上並びに都市生活者に憩いの場を提供とともに、観光案内、展示即売、食事、宿泊、研修、休憩、休養等多面的活用を図	林業者等の休養福祉の場を提供する。	湖の持つレクリエーション機能を活用し、観光振興を図るとともに広く地域住民に憩いの場を提供する。	農林業者等の福祉の増進及びスポーツを振興し、心身の健全な発達に寄与する。
利用人数	77,977人	77,977人の内6,462人	3,359人	7,862人
使用料	186,254,812円	540,000円	925,000円	100,000円
委託金	192,797,812円	540,000円	1,036,000円	300,000円
決算 歳入				
歳出				
	(緑水園)	(緑水園別館)	(緑水湖ボート)	(レークサイドアリーナ)

	西伯町緑水湖教育文化施設	西伯町バンガロー施設	財団法人 西伯町地域振興会 一般会計決算	
所在地	西伯町下中谷965-1	西伯町下中谷965-1	西伯町自然休養村管理センター緑水 西伯町林業者等休養福祉施設 緑水湖湖面利用施設 西伯町健康増進施設 西伯町緑水湖教育文化施設 西伯町バンガロー施設	
建設年	平成6年	平成6～7年		
概要	木造2階 1棟 299.65㎡ 研修室 3室、調理実習室 1室	木造2階 4棟、木造平屋 3棟 3,200㎡	6施設をもって一般会計決算としてい	
目的	各種団体の研修及び企業従業員の 福利厚生並びに地域住民とのコミュ ニケーションの形成と文化の向上を	農業農村の活性化を図るための交 流促進施設。		
利用人員	8,945人	7,951人		
使用料	540,000円	20,687,635円	209,047,447円	
委託金	540,000円	18,296,635円	213,510,447円	
決算 歳入			216,033,364円	
歳出			216,033,364円	
	(研修館)	(虹の村バンガロー)		

	西伯町中谷簡易郵便局	西伯町ふれあい広場緑水湖 オートキャンプ場施設	西伯町農林体験実習館施設	西伯町板祐生記念館施設
所在地	西伯町下中谷606	西伯町下中谷1128-1	西伯町下中谷1128-1	西伯町下中谷1008
建築年	開設年 昭和55年	平成9～10年	平成10年	平成6～7年
概要	緑水園内	25,000m ² 25サイト サニタリー棟 1棟	鉄骨平屋 1棟 217.03m ²	木造2階 406.7m ² 展示室 4室、倉庫 1室
目的		町民及び地域住民の健全な観光レクリエーション活動の場を確保し、もって地域の振興に資する。	農山村の資源を活用した食品や工芸品の作成体験を通じて都市住民との交流や地域の農産物を加工した食品の製造販売を行うことで農家所	板祐生の貴重な孔版画の作品と収集品を保存・展示して、教育・学術文化の振興に資するとともに広く一般に公開することを目的とする。
利用人員	業務件数 12,607件	1,928人	1,566人	2,744人
使用料	4,093,010円	12,683,100円	西伯町ふれあい広場 緑水湖オートキャンプ場に 含まれる	578,450円
委託金	4,093,010円	15,473,280円		9,400,000円
決算 歳出	4,428,971円	15,474,467円		9,400,532円
歳入	4,428,971円	15,474,467円		9,400,532円
		(オートキャンプ場)	(こもれび工房)	(祐生出合いの館)

	西伯町歴史民俗資料館施設	西伯町森林総合利用促進施設	西伯町森林総合利用促進施設	
所在地	西伯町下中谷1008	西伯町下中谷地内	西伯町下中谷地内	
建築年	昭和58年	昭和61～平成5年(森林公園) 平成10～11年(交流促進センター)	昭和63～平成元年(レストハウス) 平成2年(バーベキューハウス)	
概要	鉄筋コンクリート平屋 386.43㎡ 展示室 1室、倉庫 1室	林間広場 2,500㎡、遊歩道 2,799㎡ キャンプ場 490㎡、ゲレンデ 2,463 東屋 2棟、炊事施設 2棟、管理棟 便所 1棟、駐車場 3,379㎡、 交流センター木造平屋 486.55㎡ ミステリータワー鉄骨 11.06m	レストハウス 1棟120㎡ バーベキューハウス 1棟60㎡	
目的	郷土を中心とする文化財等を収集し、保管及び展示・公開して町民の教育・学術文化の振興を寄与する。	森林の持つレクリエーション機能を活用して林業者等の就労の場の確保と所得の向上を図る。	森林の持つレクリエーション機能を活用して林業者等の就労の場の確保と所得の向上を図る。	
利用人数	1,571人	1,563人	2,819人	
使用料	西伯町板祐生記念館に含まれる	914,030円	3,073,840円	総計 230,389,877円
委託金		4,405,088円	3,071,509円	350,596,334円
決算歳入		8,121,791円	西伯町森林総合利用促進施設(森林公園)決算に含まれる	253,459,125円
歳出		8,121,791円		253,459,125円
	(資料館)	(森林公園)	(レストハウス・バーベキューハウス)	

○会見町植物無菌培養施設の設置及び管理に関する条例

(平成9年3月31日
条例第1号)

改正 平成9年6月30日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、植物無菌培養施設の設置及び管理に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 植物の無菌培養により育苗研究を行い、育種及び優良個体の増殖技術の開発及び向上を図るため、植物無菌培養施設を次のとおり設置する。

名 称	位 置
会見町植物無菌培養施設	会見町天萬524番地

(使用者の資格)

第3条 会見町植物無菌培養施設(以下「培養施設」という。)を使用することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 会見町に住所を有する者で無菌培養技術の開発及び向上を目的として試験又は研究を行うもの

(2) その他会見町長(以下「町長」という。)が特に必要と認めたもの

(使用許可)

第4条 培養施設を使用しようとするものは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、培養施設の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(使用許可の制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、培養施設の使用を許可しない。

(1) 建物、附属設備、器具等を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。

(2) その他適当でないと認められるとき。

(使用料)

第6条 培養施設の使用料は、これを徴収しない。

(特別設備等の制限)

第7条 培養施設の使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が培養施設に特別の設備をし、若しくは培養施設の設備に変更を加え、又は備付けの器具以外の器具を持ち込んで使用しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第8条 使用者は、第4条の規定による許可を受けた目的以外に培養施設を使用し、又はその使用权を転貸し、若しくは譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。

(3) 第5条各号の規定に該当したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による使用の許可の取消し等により使用者がこうむった損失については、その補償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、培養施設の使用を終わったときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。前条第1項の規定により使用を停止されたとき又は使用の許可を取り消されたときも、また同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長は使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第11条 使用者は、培養施設の使用中に建物又は附属設備若しくは備付けの器具等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちにその理由を具して町長に届出し、町長が相当と認める損害を賠償しなければならない。

D (会見町) 五五二(一五五二)

D (会見町) 五五三

(管理の委託)

第12条 町長は、培養施設の施設及び設備の保全並びに運用に関する事務を会見町特産品開発研究会に委託することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成9年規則第10号で平成9年5月26日から施行)

附 則 (平成9年条例第21号)

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

42

D [会見町②] 五五五四

○会見町植物無菌培養施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(平成9年3月31日
規則第4号)

(趣旨)

第1条 この規則は、会見町植物無菌培養施設の設置及び管理に関する条例(平成9年会見町条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第4条の規定により、会見町植物無菌培養施設(以下「培養施設」という。)の使用の許可を受けようとするものは、会見町植物無菌培養施設使用許可申請書(様式第1号)を会見町長(以下「町長」という。)に提出しなければならない。

(使用許可申請書の受付期間)

第3条 培養施設の使用許可の申請は、使用日の30日前から受け付ける。

(使用許可書の交付)

第4条 町長は、培養施設の使用を許可したときは、会見町植物無菌培養施設使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を交付する。

(使用の変更及び取消し)

第5条 使用者が、許可された事項を変更し、又は取消しようとするときは、直ちに会見町植物無菌培養施設使用許可変更(取消)申請書(様式第3号)に使用許可書を添付して町長に提出し、その許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第6条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に火気に注意し、火災防止に努めること。
- (2) 許可を受けないで、壁又は柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (3) 許可を受けた設備及び器具以外のものを使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで、危険物を持ち込まないこと。

D [会見町②] 五五五五

(5) 係員の指示に従うこと。

(建物等き損及び滅失の届出)

第7条 使用者は、条例第11条に規定する事実が生じた場合は、直ちに会見町植物無菌培養施設建物等き損(滅失)届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(備付帳簿)

第8条 培養施設には、次の帳簿を備え付けるものとする。

- (1) 会見町植物無菌培養施設管理日誌及び会見町植物無菌培養施設使用記録簿
- (2) その他町長が必要と認めるもの

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

○西伯町農産物加工施設の設置及び管理 に関する条例

(平成7年3月16日
条例第3号)

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、西伯町農産物加工施設の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 農産物の加工技術の確立、女性組織の育成及び活動を通じて農業農村の活性化を図るための拠点施設として、西伯町農産物加工施設(以下「加工施設」という。)を西伯町大字阿賀915番地2に設置する。

(施設の管理運営の委託)

第3条 町長は、加工施設の管理運営に関することを鳥取西部農業協同組合に委託する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

S [西伯町②五] 四四六八

○西伯町農産物加工施設管理規則

(平成7年6月1日
規則第3号)

(目的)

第1条 この規則は、西伯町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例(平成7年条例第3号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、西伯町農産物加工施設(以下「加工施設」という。)の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(開業時間及び休業日)

第2条 加工施設の開業時間は午前9時から午後9時までとする。ただし、即売所は午前9時から午後6時までとする。

2 加工施設の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日の翌日(その日が日曜日である場合を除く)
- (3) 1月1日から同月5日まで及び12月28日から同月31日まで

3 条例第3条の規定により加工施設管理の委託を受けた長(以下「管理者」という。)は、管理上必要があると認めるときは、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず休業時間及び休業日を変更することができる。

(使用許可)

第3条 加工施設の使用許可を受けようとする利用者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。ただし、利用者組織により調整された利用計画に基づくものは、協議のうえ一括し許可するものとする。

(遵守事項)

第4条 加工施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に

D [西伯町②五] 四四六九

掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火災及び盗難の防止に努めること。
- (2) 建物、付属設備、器具等を損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 加工施設の清掃及び整理整頓を行うこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (5) 係員の指示に従うこと。

（き損又は亡失の届け出等）

第5条 使用者が加工施設等をき損し、又は亡失したときは、速やかに管理者に届けて指示を得なければならない。

2 前項の届け出があったときは、管理者は遅滞なく町長に報告し指示を得なければならない。

3 町長は、第1項のき損又は亡失が使用者の故意又は過失によるものと認めるときは、これを原状に回復させ、又はその損害を賠償させなければならない。

（使用料）

第6条 加工施設の使用料は、別表1に定める額として、使用者はこれを負担するものとする。

2 前項の使用料は管理者が徴収し、加工施設の管理運営の費用に充当するものとする。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、加工施設の管理に関し必要な事項は委託契約条項で定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

D〔西伯町②五〕 四四七〇

別表1（第6条関係）

西伯町農産物加工施設使用料

区 分	金 額	摘 要
豆 腐	15円	1丁当たり
味 噌	75円	1kg当たり
製 粉	50円	1kg当たり
も ち	200円	1升当たり
ジ ャ ム	50円	1kg当たり
ゆ ず 酢	100円	1ℓ当たり
乾 燥 物	2,000円	1回当たり
洗 濯・乾 燥	1,300円	1回当たり
そ の 他	必要に応じて決定	

D〔西伯町②五〕 四四七一（四四七二）

○会見町地域農産物加工施設の設置及び管理に関する条例

(平成12年9月22日)
条例第31号

改正 平成13年12月19日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、会見町地域農産物加工施設の設置及び管理に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 農産物加工の技術習得及び加工品の製造を通して、農業農村の活性化を図るための拠点施設として、会見町地域農産物加工施設を次のとおり設置する。

名 称	位 置
会見町地域農産物加工施設	会見町市山1087番地1

(休所日)

第3条 会見町地域農産物加工施設(以下「加工施設」という。)は、町長が管理運営上必要と認めるときはこれを休所することができる。

(使用許可)

第4条 加工施設を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、加工施設を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設、備品等を毀損するおそれがあるとき。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、加工施設の管理に支障があるとき。

3 町内に住所を有しない者の使用は認めない。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

(目的外使用等の禁止)

第5条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた目的以外の目的に加工施設を使用し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

第6条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、加工施設の使用を制限し、若しくは停止し、入所を拒否し、又は加工施設からの退所を命ずることができる。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 詐欺その他不正な行為により使用許可等を受けたとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(使用料及び利用料金)

第7条 加工施設の使用料は、別表のとおりとする。

2 加工施設のうち、そばの製粉に係る設備又は器具の利用については、当該利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を第12条の規定に基づき管理の委託を受けた者(以下「管理受託者」という。)にその収入として収受させるものとし、利用料金は別表のとおりとする。

3 使用者は第1項に定める使用料を、町長の使用許可と同時に納付しなければならない。

4 前項の規定は、第2項の規定により管理受託者が収受する利用料金について準用する。

(使用料の減免)

第8条 町長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、加工施設の使用を終えたときには、直ちにこれを原状に回復しなければならない。第6条の規定により、使用許可を取り消され、停止され、又は加工施設からの退所を命ぜられたときも同様とする。

(遵守事項)

第10条 使用者は、加工施設において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱さないこと。
- (2) 施設、備品等を毀損しないこと。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑をかけること。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反しないこと。
- (5) 壁、柱等にくぎ打ち等をしないこと。
- (6) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(7) 加工施設の使用を終えたときは、使用場所を清掃し、整理整頓し、原状に回復すること。

(8) 町長の指定する者の指示に従うこと。

(損害賠償の義務)

第11条 加工施設の施設、設備又は器具を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失した者は、直ちにその旨を町長に届出し、町長が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(管理の委託)

第12条 町長は、加工施設の設置の目的を効果的に達成するために、そばの製粉に係る設備又は器具の管理を、鳥取西部農業協同組合に委託するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成12年規則第18号で平成12年12月1日から施行)

附 則 (平成13年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第7条関係)

使用料又は利用料金

区 分	金 額	摘 要
豆腐加工	15円	製品1丁当たり
味噌加工	75円	麹及び煮豆1kg当たり
麴加工	30円	原料1kg当たり
餅加工	200円	原料1升当たり
ジャム加工	50円	原料1kg当たり
ケチャップ加工	50円	製品1kg当たり
焼肉のタレ加工	50円	製品1kg当たり
そばの製粉	50円	原料1kg当たり
その他加工	100円	1時間当たり

備考

摘要について単位未満の端数があるときは、これを1単位として計算する。

○会見町地域農産物加工施設の設置及び管理に関する規則

(平成12年12月1日
規則第17号)

(趣旨)

第1条 この規則は、会見町地域農産物加工施設の設置及び管理に関する条例(平成12年会見町条例第31号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、会見町地域農産物加工施設(以下「施設」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(休所日)

第2条 施設の休所日は、次の各号に定める日とする。ただし、第1号の場合において、町長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

(2) 町長が管理運営上必要と認める日

(使用時間)

第3条 施設の使用時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条の規定により、施設の使用の許可を受けようとする者は、会見町地域農産物加工施設使用許可申請書(様式第1号)を町長に提出し使用許可を受けなければならない。

(使用許可申請書の受付日)

第5条 施設の使用許可の申請は、使用日の30日前から受付を行う。

(許可書の交付)

第6条 町長は、施設の使用を許可したときは、会見町地域農産物加工施設使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を交付する。

(遵守事項)

第7条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

・D〔会見町④〕五三三三

D補〔会見町②〕五三三三

- (1) 常に火気に注意し、火災予防に努めること。
- (2) 許可を受けた設備及び器具以外のものを使用しないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼすと認められる物件を持ち込まないこと。

（建物等のき損、滅失の届出）

第8条 使用者は、条例第11条に規定する事実が生じたときは、直ちに会見町地域農産物加工施設建物等き損（滅失）届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（備付帳簿）

第9条 施設には、次の帳簿を備え付けるものとする。

- (1) 施設管理日誌
- (2) 施設使用記録簿

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、会見町地域農産物加工施設の設置及び管理に関する条例（平成12年会見町条例第31号）の施行の日から施行する。

○会見町農業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例

(昭和57年7月1日
条例第24号)

改正 昭和58年3月26日条例第3号 平成9年3月31日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、会見町農業者トレーニングセンター(以下「トレーニングセンター」という。)の設置及び管理に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 農業者の健康の保持及び基礎体力の増強並びに町民のコミュニケーションを図るため、次のとおりトレーニングセンターを設置する。

名 称	位 置
会見町農業者トレーニングセンター	会見町天萬526番地

(休館日)

第3条 トレーニングセンター(ゲートボールコートを除く。)の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、会見町長(以下「町長」という。)が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 1月1日から同月3日までの日及び12月29日から同月31日までの日

(管理)

第4条 町長は、トレーニングセンターを常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

(使用者の範囲)

第5条 トレーニングセンターを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) その他町長が特に必要があると認めた者

(使用許可)

第6条 トレーニングセンターを使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、トレーニングセンターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、トレーニングセンターの使用を許可しない。

- (1) トレーニングセンターの管理上支障があるとき。
- (2) トレーニングセンターを使用させることが適当でないと思われるとき。

(使用許可の取消し等)

第8条 町長は、第6条の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用許可を受けた目的以外に使用したとき。
- (4) この条例又はこれに基づく規則等の規定に違反したとき。
- (5) その他町長が特に必要と認めたとき。

(使用料)

第9条 トレーニングセンターの使用料は、これを徴収しない。

(特別設備の制限)

第10条 使用者は、トレーニングセンターに特別の設備をしようとする場合は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(目的外使用の禁止)

第11条 使用者は、第6条の規定による許可を受けた目的以外にトレーニングセンターを使用し、又はその使用の権限を転貸し、若しくは譲渡してはならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、トレーニングセンターの使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。第8条の規定により使用を停止され

D〔会見町②四〕五三三八(一五四一〇)

D〔会見町②〕五四一一

たとき又は使用の許可を取り消されたときも、また同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長は使用者に代わってこれを履行し、その費用を使用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第13条 使用者は、トレーニングセンターの使用中にその責めに帰すべき事由により施設及び備品等を損し、又は滅失したときは、直ちにその理由を具して町長に届出し、町長が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和57年規則第15号で昭和57年9月20日から施行)

附 則 (昭和58年条例第3号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第3号)

この条例は、会見町植物無菌培養施設の設置及び管理に関する条例(平成9年会見町条例第1号)の施行の日から施行する。

D
〔会見町②〕
五四二

○会見町農業者トレーニングセンターの 設置及び管理に関する条例施行規則

(昭和57年9月20日)
規則第14号)

改正 昭和58年3月26日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、会見町農業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例(昭和57年会見町条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 会見町農業者トレーニングセンター(以下「トレーニングセンター」という。)の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、会見町長(以下「町長」という。)が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(許可の申請)

第3条 条例第6条第1項の規定によりトレーニングセンターの使用の許可を受けようとする者は、トレーニングセンター使用許可申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。この場合において、町長は許可に必要な書類を添付させることができる。

(使用許可申請書の交付期間)

第4条 トレーニングセンターの使用許可の申請は、使用しようとする日の2箇月前から受け付ける。

(許可書の交付)

第5条 町長は、トレーニングセンターの使用を許可したときは、トレーニングセンター使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を交付する。

(使用の変更及び取消し)

第6条 トレーニングセンターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可された事項の変更又は取消しをしようとするときは、直ちに、トレーニングセンター使用許可変更(取消)申請書(様式第3号)に使用許可書を添付して町長に提出し、その許可を受けなければならない。

D
〔会見町②〕
五四三

(き損滅失の届出)

第7条 使用者は、条例第13条に規定する事実が生じた場合は、直ちに、トレーニングセンターき損(滅失)届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(職員の立入り)

第8条 使用者は、トレーニングセンターに関する職員が職務のため使用中の場所に立ち入ることを拒むことができない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則 (昭和58年規則第4号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

○西伯町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例

(昭和55年3月22日) 条例第19号

改正 昭和56年3月27日条例第14号 平成元年3月20日条例第28号
平成9年3月24日条例第22号

(目的) 西伯町農村環境改善センターの設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、西伯町農村環境改善センターの設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 農村環境改善の拠点とし、もって地域農業の振興発展を図る施設として西伯町農村環境改善センター(以下「センター」という。)を西伯町大字法勝寺167番2に設置する。

(使用許可)

第3条 センターを使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。
2 町長は、センターの使用が、次の各号の1に該当するときは、その使用を許可してはならない。
(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。
(2) 施設又は設備をき損するおそれがあると認めるとき。
(3) その他センター設置の目的に反するおそれがあると認めるとき。

(使用時間)

第4条 センターの使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、午後10時まで使用させることができる。

(使用者の遵守事項)

第5条 センターの使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。
(1) 使用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
(2) 現状を変更しないこと。

D 西伯町 四一七

(3) 使用目的外に使用しないこと。

(4) その他規則で定めること。

(使用許可の取消し)

第6条 町長は、使用者がこの条例又はこの条例の規定に基づく規則の規定に違反した場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止することができる。

(使用料)

第7条 センターの使用料は、無料とする。ただし、農業者又は公共団体若しくは公共的団体以外の者が使用する場合は、別表に掲げる使用料を徴収する。

2 使用料は、町長の発行する納入通知書により前納しなければならない。

3 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、町の責めによりセンターを使用することができなくなった場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 町長は、特に必要があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年条例第14号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年条例第26号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第22号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

D (西伯町②) 四一三八

別表 (第7条関係)

センター使用料

区 分	午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	冷暖房料
大会議室	3,150円	3,670円	1時間につき 210円
小会議室	1,570円	2,100円	1時間につき 210円
広 場	1,570円	2,100円	

D (西伯町②) 四一三九

○西伯町農村環境改善センター管理規則

（昭和55年8月18日
規則第8号）

（目的）

第1条 この規則は、西伯町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（昭和55年西伯町条例第19号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、西伯町農村環境改善センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（職員）

第2条 センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) その他必要と認める職員

（職員の職務）

第3条 センター職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 所長は、町長の命を受け、センターを管理し、所属職員を監督する。
- (2) その他の職員は、上司の命を受け、所属の業務に従事する。

（休所日）

第4条 センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 町長は、特に必要と認めるときは、前項に規定する休所日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

（使用許可申請）

第5条 条例第3条の規定によりセンターの使用許可を受けようとする者は、使用しようとする日の3日前までに西伯町農村環境改善センター使用許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく使用許可申請を適正と認めるときは、西伯町農村環境改善センター使用許可書（様式第1号を併用）によりセンターの使用を許可

しなければならない。

（使用料の納入）

第6条 使用料は、使用しようとする日の2日前までに納入しなければならない。

（遵守事項）

第7条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火災及び盗難の防止に努めること。
- (2) 建物、施設その他の物件を損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 許可なく物品等の販売をしないこと。
- (4) 施設、室等の清掃及び整理整頓を行うこと。
- (5) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

（使用料の返還）

第8条 条例第7条第3項ただし書の規定により、使用料を返還できる場合は、次の各号の1に該当する場合とする。

- (1) 使用者が自己の責めによらない理由で使用できなくなつた場合
- (2) 使用しようとする日の3日前までに使用の取消しを申し出た場合
- (3) その他町長が特別の理由があると認める場合

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、西伯町農村環境センター使用料還付申請書（様式第2号）により町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の規定に基づく使用料還付申請を適正と認めるときは、西伯町農村環境センター使用料還付通知書（様式第2号を併用）により使用料を還付しなければならない。

（使用料の減免）

D 第9条 条例第8条の規定により使用料を減免できる場合は、次の各号の1に該当する場合とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者からセンター使用料減免の申請があるとき。
- (2) その他町長が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ西伯町農村環境センター使用料減免申請書（様式第3号）により町長に申請しなければならない。

S [西伯町②] 四一四〇

D [西伯町②] 四一四一

3 町長は、前項の規定に基づく使用料減免申請を適正と認めるときは、西伯町農村環境センター使用料減免通知書（様式第3号を併用）により使用料を減免しなければならない。

（き損又は亡失の届出等）

第10条 使用者がセンターの施設又は物件をき損し、又は亡失したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項のき損又は亡失が使用者の故意又は過失によるものと認めるときは、これを原状に回復させ、又はその損害を賠償させなければならない。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

D〔西伯町②〕 四二四三（一四一九二）

○会見町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例

(昭和61年12月8日)
(条例第25号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、会見町農村環境改善センター(以下「改善センター」という。)の設置及び管理に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 農林業の振興並びに町民の生活環境の改善及び福祉の向上に資するため、次のとおり改善センターを設置する。

名 称	位 置
会見町農村環境改善センター	会見町市山1083番地1

(使用許可)

第3条 改善センターを使用しようとする者は、あらかじめ会見町長(以下「町長」という。)の許可を受けなければならない。

2 町長は、改善センターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、改善センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物、附属設備、器具等を汚損し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他不相当と認められるとき。

(目的外使用等の禁止)

第5条 改善センターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、第3条

D
〔会見町②〕
五四四九

の規定による許可を受けた目的以外に改善センターを使用し、又はその使用权を転貸し、若しくは譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは使用を停止し、又は制限することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による使用許可の取消し等により使用者がこうむった損失については、その補償の責めを負わない。

(特別設備の制限)

第7条 使用者は、改善センターに特別の設備をしようとする場合は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の許可について準用する。

(原状回復の義務)

第8条 使用者は、改善センターの使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。第6条の規定により使用を停止されたとき又は使用の許可を取り消されたときも、また同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長は使用者に代わってこれを履行し、その費用を使用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第9条 使用者は、改善センターの使用中にその責めに帰すべき事由により建物、附属設備、器具等をき損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、直ちにその理由を具して町長に届出し、町長が相当と認める額を賠償しなければならない。

(使用料)

第10条 改善センターの使用料は、徴収しない。ただし、物品の販売その他営利を目的として使用する場合は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、町長が特にやむを得ないと認める場合は、これを後納することができる。

3 町長は、特別の理由があると認める場合は、第1項ただし書の規定にかかわらず、使用料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和61年12月10日から施行する。

57

D [会見町②] 五四五〇

D [会見町②] 五四五一

別表 (第10条関係)

区 分	使 用 料 (1時間につき)
集 会 室	300円
研 修 室	200円
調 理 実 習 室	200円
全 館	700円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

○会見町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(昭和61年12月8日) 規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、会見町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例 (昭和61年会見町条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第3条第1項の規定により会見町農村環境改善センター (以下「改善センター」という。)の使用の許可を受けようとする者は、改善センター使用許可申請書 (様式第1号)を会見町長 (以下「町長」という。)に提出しなければならない。この場合において、町長は、許可に必要な書類を添付させることができる。

(許可書の交付)

第3条 町長は、改善センターの使用を許可したときは、改善センター使用許可書 (様式第2号。以下「使用許可書」という。)を交付する。

(使用の変更及び取消)

第4条 改善センターの使用の許可を受けた者 (以下「使用者」という。)が許可された事項の変更又は取消しをしようとするときは、直ちに、改善センター使用許可変更 (取消) 申請書 (様式第3号)に使用許可書を添付して町長に提出し、その許可を受けなければならない。

(き損等の届出)

第5条 使用者は、条例第9条に規定する事実が生じた場合は、直ちに改善センターき損 (汚損・減失) 届 (様式第4号)に使用許可書を添付して町長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 使用者が条例第10条第3項の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとするときは、改善センター使用料減免申請書 (様式第5号)を町長に提出し

58

D 「会見町」 五四五二

D 「会見町」 五四五三

なければならない。

(使用料の還付)

第7条 使用者が条例第10条第4項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするときは、改善センター使用料還付申請書(様式第6号)に使用許可書を添付して町長に提出しなければならない。

(職員の立入り)

第8条 使用者は、改善センターに関係する職員が職務のため、使用中の場所に立ち入ることを拒むことができない。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和61年12月10日から施行する。

○西伯町大豆加工所の設置及び管理に関する条例

(昭和59年12月27日)
条例第36号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、西伯町大豆加工所の設置及び管理に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 水田利用再編対策の推進と転作の団地化、定着化を図るため、西伯町大豆加工所(以下「加工所」という。)を西伯町大字法勝寺491番地に設置する。

(使用許可)

第3条 加工所を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、施設の使用が次の各号の1に該当するときは、その使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物、附属設備、器具等を汚損し、又は損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他施設設置の目的に反するおそれがあると認めるとき。

(使用時間)

第4条 加工所の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、延長することができるものとする。

(使用者の遵守事項)

第5条 加工所の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 現状を変更しないこと。
- (3) 使用目的外に使用しないこと。
- (4) その他規則で定めること。

D
〔西伯町〕
②
四四七三

(使用許可の取消し)

第6条 町長は、使用者がこの条例の規定に基づく規則の規定に違反した場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止することができる。

(使用料)

第7条 加工所の使用料は、これを徴収しない。

(実費の徴収)

第8条 町長は、加工所の使用に係る経費の実費を当該使用者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

第9条 使用者は、施設に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、加工所の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○西伯町大豆加工所管理規則

(昭和59年12月27日
規則第17号)

(目的)

第1条 この規則は、西伯町大豆加工所の設置及び管理に関する条例(昭和59年西伯町条例第36号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、西伯町大豆加工所(以下「加工所」という。)の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(休所日)

第2条 加工所の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(対象)

第3条 この施設を使用できる者は、町内在住者及び町内各種団体とする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第3条の規定により、加工所の使用許可を受けようとする者は、加工所使用申請書を町長に提出し許可を受けなければならない。

- 2 申請書の提出は、使用日の7日前までとする。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。
- 3 町長は、第1項の規定により申し込みがあった時は、利用日を調整して様式第2号により許可書を交付する。

(遵守事項)

第5条 加工所の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火災及び盗難の防止に努めること。
- (2) 建物、附属設備、器具等を損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 許可なく物品の販売をしないこと。
- (4) 加工所の清掃及び整理整頓を行うこと。
- (5) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

D [西伯町②] 四四七四

S [西伯町②] 四四七五

(6) 係員の指示に従うこと。

（き損又は亡失の届け出等）

第6条 使用者が加工所又は物件をき損し、又は亡失したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項のき損又は亡失が使用者の故意又は過失によるものと認めるときは、これを原状に回復させ、又はその損害を賠償させなければならない。

（実費徴収）

第7条 条例第8条の規定による実費の徴収をする場合は、実費の算定、徴収方法について別に定めるものとする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、加工所の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式 略